

いただきたいと、いうふうに思います。  
冒頭少し申し上げさせていただきたいと思うんですけれども、さきの臨時国会におきまして、この集団的自衛権の解釈改憲の問題でござりますけれども、この外交防衛委員会におきまして、それはもう根本的な法令解釈とは言えないような暴挙によつて成し遂げられていると。

一つは、いわゆる立法事実が存在しないというわけでございます。集団的自衛権、つまり日本に武力攻撃が発生していない状況で死に至ることになる日本国民の存在、それは一体どういう事態の下における、どういう事実の因果関係の下に起ころる國民であるかということを、法制局も審査をしていないし、答弁もできないし、また政府も答弁をできなわけでございます。

○小西洋之君 民主党・新緑風会の小西洋之でございます。

本日は、外交と国の防衛に関する基本方針についての審議ということでございますので、昨年の七月一日の、憲法の条文を変えない限りできないことを解釈の変更によつて強行することを、この質疑において解釈改憲というふうに申し上げさせていただきますけれども、昨年七月一日のその解釈改憲を強行した閣議決定、またそれに基づく様々な、地球の裏側での有志連合等々に対する後方支援、弾薬の提供等々までも可能にするような安保法制の全体問題について質問をさせて

ます。

また、元々、旧三要件というものは、我が国に武力攻撃が発生して、そのことによつて國民の生命が危険にさらされるという、武力攻撃を起因とするものが切り捨てられているということです。

理と、また国民の生命という究極の価値を法益とするその法理が共に切り捨てられておりますので、ホルムズ海峡の例が典型でございますけれども、地球の裏側で、日本にイランは武力攻撃を起こしてもいいのに、また日本国民がそれによつて生命や身体が危険にさらされるわけでもないのに集団的自衛権の武力行使ができるようになつているということを明らかにしたところでございました。

以上申し上げさせていただきましたように、私もかつて十二年間、霞が関で官僚として働かせていただき、法制局長官や尊敬する官僚の皆さんから御指導いただきながら法の支配というものを学ばさせていただきました。同時に、国會議員になって、今、二〇一〇年に当選をいたしまして四年半を過ぎたところでございますけれども、国會議員になつても様々な立法を行つてまいりました。もうあらゆる私の経験している法令解釈の在り方、あるいは法の支配の在り方からすると、逸脱したものでございます。

七月一日の解釈改憲というのは、今申し上げた

ように、もう血をどくどくと流しながら、のたうち回りながら、しかし安倍政治の強行によつて、このゴールデンウイークに安保法制を出されるんでしようか、そうしたことにしておふうにしております。しかし、そうしたことにはいつまでも統かない。いつかそのおぞましい姿といふものも統かない。いつかそのおぞましい姿といふものが国民の皆さんにも気付かれて、それは安倍政権のものを、倒閣となる、そうした大きな原因になるものと存じます。

それで、先ほど申し上げました、本日の質疑は安保法制の基本について伺わせていただきますけれども、その前に、今申し上げました解釈改憲についてもう一つ確認をしなければいけないことがあります。

血がどくどくという穏当でない表現をさせていただけきましたけれども、心の臓そのものであるよ

うな論点。先ほど私が申し上げた、立法事実でのつち上げや基本的な論理の切捨てても心の臓そのもの

なわけでございますけれども、もう一つの大きな心の臓を打ち碎く、この追及の質疑はまだ国会で一度もなされておりませんので、それをまず横畠

○小西洋之君 はい。

長官は見慣れた資料でございますので、よろしくですか、では長官。

皆様、行き渡つてあるでしょうか。

○委員長(片山さつき君) 配付はされておりますので、御認識されましたね、資料は。

続けてください。

○小西洋之君 では、長官に伺わせていただきます。

お考えの在り方についてたくさんのお願いを

なされていただいて、大臣も御準備いただいてお

りますので、法制局長官にあつては簡潔明瞭に答弁をお願いいたします。法制局長官が引き延ばしをいたしますと、大臣の答弁権を失うことになりますので、よろしくお願ひいたします。

では、参らせていただきます。

この度の質疑で取り上げさせていただきますの

閣議決定を行つたというふうにあります。

一ページ目は、これは七月十四日ですね、閉会

中審査で行われたときに出された資料、北側先生

十七年の政府見解、今議場に配付をさせていただ

いておりますけれども、この政府見解のその基本

的な論理といふもの、それを踏襲して七月一日の

における外国の武力攻撃とは、我が国に対する外國の武力攻撃以外の我が國以外の他国に対する外國の武力攻撃も概念的に含まれているんでしょうか。明確に答弁ください。

○政府特別補佐人(横畠裕介君) 先ほど御説明した昭和四十七年の政府見解の論理の組立てからいたしましたと、「そつだとすれば」の、結論の段落において初めて「わが国に対する」ということが出てまいります。そうしますと、その前提にございました基本論理に言う「外国の武力攻撃によって国民、これはもとより我が國の国民を指すと理解しますが、「国民の生命、自由及び幸福追求の権利が根底からくつがえされるという急迫、不正の事態」という部分そのものは、我が国に対する武力攻撃が発生した場合に限定されているものではないと解しております。

○小西洋之君 もう今の答弁で明確なんですけれども、委員の先生、北澤大臣、まさかこんな昭和四十七年見解、当時防衛大臣を務められたときにこんな見解を政府が取っていたとは、恐らく大臣自身もそんな見解をお取りになつていなかつたと思うんですね。

七月一日において、安倍政権はこういう憲法解釈に立つたというふうに言つているんですね。もう一度御説明します。基本的な論理の②の箱ですね。ここに「外国の武力攻撃」というのは、我が国に対する外國の武力攻撃もあるし、同盟国に対する外國の武力攻撃も元々含まれているんだといふうに横畠長官はおっしゃっているわけです、昭和四十七年の段階で。

しかし、この昭和四十七年見解というのは、今申し上げました同盟国に対する外國の武力攻撃、集団的自衛権の局面で我が国は武力攻撃はできな、つまり、帰結で集団的自衛権が否定されておりますよね。それはなぜかとすると、帰結の当てはめのところで、上から一行目なんですか、が許されるのは、わが国に対する、ここはもう我が国に対することしか言つていませんよ。上の基本的な論理の世界のところでは、我が国に

対する武力攻撃、あるいは同盟国に対する武力攻撃であっても、日本は自衛の措置をとることができるという考え方立つていてるんですけども、帰結の当てはめのところで、我が国に対するものしかやつていないので集団的自衛権は否定されないと。

しかし、今度、この「帰結（あてはめ）」のところでも、安全保障環境が変わったので集団的自衛権、同盟国に対する武力攻撃でも帰結として導かれるようになつたという、そういう理解だと思います。

○政府特別補佐人(横畠裕介君) この昭和四十七年の政府見解の論理の組立てからいたしましたと、その基本論理は基本論理でございまして、そこから結論を導くための事実認識というのがございまして、そこは先ほど申し上げましたとおり、當時、この基本論理に当てはまる場合としては、我が国に対する武力攻撃が発生した場合に限られると、そういう認識を前提としてこの結論が導かれたものと理解しております。

○小西洋之君 ありがとうございました。横畠長官は、つまり昭和四十七年の段階でも我が国の憲法九条解釈において集団的自衛権の行使というのは排除されていなかつたと。しかし、当時、昭和四十七年の見解では、我が国に対する武力攻撃のときにしかそれを、何といいますか、見出せなかつたといいますが、そんなことをおっしゃつておられるわけでございますけれども、では、横畠長官に伺います。

昭和四十七年の政府見解、ここに「外國の武力攻撃」ということについて、我が国に対する外國の武力攻撃だけではなくて、我が国でない他国に対する武力攻撃、同盟国に対する武力攻撃、そういうものも含まれるんだというふうに記した文書はござりますか。

○政府特別補佐人(横畠裕介君) まず、私がつくり出した解釈ではございません。その上で、これまでの法制局における資料としては、この昭和四十七年の政府見解におけるその結論部分、それを前提にしたその後の説明の仕方、議論というものが残っております。

○小西洋之君 今おっしゃつたのは、昭和四十七年、この政府見解の本文以外の文書があるということですか。

○政府特別補佐人(横畠裕介君) その後の、その憲法九条の下で我が国として武力の行使が許されることは我が国に対する武力攻撃が発生した場合に

○小西洋之君 では、法制局の内部でそうした見解をおっしゃつてた方、いらっしゃいますか。

○政府特別補佐人(横畠裕介君) この問題は、なかなかその従前の憲法解釈というものについているところでございますが、この基本的な論理まで遡つてしまつて検討したというのは、今回閣議決定に至る過程の中です。

○小西洋之君 では、要するに、今私が申し上げたような同盟国、我が国でない他国に対する外國の武力攻撃といふことに概念的に含まれるというふうに考え出したのは、横畠長官、あなたが初めての法制局長官としてよろしいです。

○小西洋之君 では、今まで、今申し上げたような、この概念として、我が國以外の他国、同盟国などの外國の武力攻撃というものの概念的に含まれるという解釈に立つていた法制局長官はいらっしゃいますか。いらっしゃるんでしたら、お名前を挙げてください。

○政府特別補佐人(横畠裕介君) それは先ほどお答えしたとおりでございまして、従前の政府の憲

限られるという従前の政府の憲法解釈、それについての説明等が、あるいは政府における質問主意書等があるということでございます。

○小西洋之君 今、横畠長官が言つてるのは、紙一枚お繕りいただきました③、昭和四十七年以前の政府の憲法解釈についてまとめた資料、これは内閣法制局がこちらの外交防衛委員会に提出した資料の抜粋でございます。

こうした資料があるにすぎないということですね。

○政府特別補佐人(横畠裕介君) まさにそれが府の憲法解釈、公式見解でございましたので、そのような資料が多数残っております。

○小西洋之君 横畠長官が一生懸命ごまかそうとも、そうした資料の中に、今回あなたがつくり出した解釈、同盟国に対する外國の武力攻撃、我が国でない他国に対する外國の武力攻撃、そうしたものがここで概念的に含まれるんだというふうに記した文書はござりますか。

今までの法制局の資料、文書の中で、昭和四十七年見解をつくり出したときを含め、九条に関する解釈に関する様々な資料があるはずですから、その解釈に関する様々な資料があるはずですか。

○政府特別補佐人(横畠裕介君) 同様に考えていました者がいたかどうかは存じませんが、この昭和四十七年の政府見解そのものの組立てから、そのような解釈、理解ができるということです。

○小西洋之君 では、伺います。

今までの法制局の資料、文書の中で、昭和四十七年見解をつくり出したときを含め、九条に関する解釈についてお尋ねです。

○小西洋之君 横畠長官が一生懸命ごまかそうとも、そうした資料の中に、今回あなたがつくり出した解釈、同盟国に対する外國の武力攻撃、我が国でない他国に対する外國の武力攻撃、そうした解釈ですね、我が國以外の他国に対する外國の武力攻撃が発生したとき以外に我が国は武力の行使はできないという従前の憲法解釈についてのその政府見解の文書、まあ質問主意書などとおつしやいましたけれども、そうしたものがあるというだけです。

○小西洋之君 横畠長官が一生懸命ごまかそうとも、そうした資料の中に、今回あなたがつくり出した解釈、同盟国に対する外國の武力攻撃、我が国でない他国に対する外國の武力攻撃、そうした解釈ですね、我が國以外の他国に対する外國の武力攻撃が発生したとき以外に我が国は武力の行使はできないという従前の憲法解釈についてのその政府見解の文書、まあ質問主意書などとおつしやいましたけれども、そうしたものがあるというだけです。

○小西洋之君 では、今まで、今申し上げたような、この概念として、我が國以外の他国、同盟国などの外國の武力攻撃というものの概念的に含まれるという解釈に立つていた法制局長官はいらっしゃいますか。いらっしゃるんでしたら、お名前を挙げてください。

○政府特別補佐人(横畠裕介君) それは先ほどお

法解釈の下においては、その昭和四十七年の政府見解の結論部分、それとのつどて御説明をさせていただいていたものでござります。

○小西洋之君 従前の憲法解釈の結論部分にのつとつて説明したということは、今私が伺っている我が国外の他国に対する外國の武力攻撃という概念を含むような答弁をした長官もいないし、そうした考え方を持つている長官もいなかつたということによろしいですか。はつきり答えなさい。

○政府特別補佐人(横畠裕介君) 基本論理のこの部分……(発言する者あり)

○委員長(片山さつき君) 静粛に。

○政府特別補佐人(横畠裕介君) 御指摘の部分に着目してお答え、御説明をしたことはないと思ひます。

○小西洋之君 では、続けてどんどん質問をさせていただきます。

じゃ、もう一つ聞きましよう。

この四十七年の政府見解ですね、これ三つの分野に分解されていますけれども、論理、論理、帰結と。昭和四十七年当時にこういう構造分割といふものを、構造的な整理というものをしていたんでしょうか。

○政府特別補佐人(横畠裕介君) 四十七年の政府見解の論理そのものがそのような構造になつてゐるところでございまして、このような表が當時あつたわけでももちろんございません。

○小西洋之君 表の有無は、じゃ、表がないといふことは確認させていただきました。

考え方としてはどうですか。昭和四十七年見解をこのように論理、論理、帰結というふうに分けると、そういう考えはあつたんですね、昭和四十七年当時。

○政府特別補佐人(横畠裕介君) それは四十七年の政府見解を子細にお読みいただければお分かりいただけると思いますが、まさに論理の運びであります、「そだすれば」というところであの結論を述べているという、まさにそういう構造になつているということです。

○小西洋之君 委員の皆様に御説明させていただきますと、七月一日の解釈改憲の本質は何かといふと、昭和四十七年見解がたまたまそういう理屈をこねたといふて説明したということは、今私が伺っている我が国外の他国に対する外國の武力攻撃という概念を含むような答弁をした長官もいないし、そうした考え方を持つている長官もいなかつたということによろしいですか。はつきり答えなさい。

○政府特別補佐人(横畠裕介君) 基本論理のこの部分……(発言する者あり)

○委員長(片山さつき君) 静粛に。

○政府特別補佐人(横畠裕介君) 御指摘の部分に着目してお答え、御説明をしたことはないと思ひます。

○小西洋之君 では、続けてどんどん質問をさせていただきます。

じゃ、もう一つ聞きましよう。

この四十七年の政府見解ですね、これ三つの分野に分解されていますけれども、論理、論理、帰結と。昭和四十七年当時にこういう構造分割といふものを、構造的な整理といふものをしていたんでしょうか。

○政府特別補佐人(横畠裕介君) 四十七年の政府見解の論理そのものがそのような構造になつてゐるところでございまして、このような表が當時あつたわけでももちろんございません。

○小西洋之君 表の有無は、じゃ、表がないといふことは確認させていただきました。

考え方としてはどうですか。昭和四十七年見解をこのように論理、論理、帰結というふうに分けると、そういう考えはあつたんですね、昭和四十七年当時。

○政府特別補佐人(横畠裕介君) それは四十七年の政府見解を子細にお読みいただければお分かりいただけると思いますが、まさに論理の運びであります、「そだすれば」というところであの結論を述べているという、まさにそういう構造になつているということです。

○小西洋之君 委員の皆様に御説明させていただきますと、七月一日の解釈改憲の本質は何かといふと、昭和四十七年見解がたまたまそういう理屈をこねたといふて説明したということは、今私が伺っている我が国外の他国に対する外國の武力攻撃という概念を含むような答弁をした長官もいないし、そうした考え方を持つている長官もいなかつたということによろしいですか。はつきり答えなさい。

○政府特別補佐人(横畠裕介君) 基本論理のこの部分……(発言する者あり)

○委員長(片山さつき君) 静粛に。

○政府特別補佐人(横畠裕介君) 御指摘の部分に着目してお答え、御説明をしたことはないと思ひます。

○小西洋之君 では、続けてどんどん質問をさせていただきます。

じゃ、もう一つ聞きましよう。

この四十七年の政府見解ですね、これ三つの分野に分解されていますけれども、論理、論理、帰結と。昭和四十七年当時にこういう構造分割といふものを、構造的な整理といふものをしていたんでしょうか。

○政府特別補佐人(横畠裕介君) 四十七年の政府見解の論理そのものがそのような構造になつてゐるところでございまして、このような表が當時あつたわけでももちろんございません。

○小西洋之君 表の有無は、じゃ、表がないといふことは確認させていただきました。

考え方としてはどうですか。昭和四十七年見解をこのように論理、論理、帰結というふうに分けると、そういう考えはあつたんですね、昭和四十七年当時。

○政府特別補佐人(横畠裕介君) それは四十七年の政府見解を子細にお読みいただければお分かりいただけると思いますが、まさに論理の運びであります、「そだすれば」というところであの結論を述べているという、まさにそういう構造になつているということです。

○小西洋之君 委員の皆様に御説明させていただきますと、七月一日の解釈改憲の本質は何かといふと、昭和四十七年見解がたまたまそういう理屈をこねたといふて説明したということは、今私が伺っている我が国外の他国に対する外國の武力攻撃という概念を含むような答弁をした長官もいないし、そうした考え方を持つている長官もいなかつたということによろしいですか。はつきり答えなさい。

○政府特別補佐人(横畠裕介君) 基本論理のこの部分……(発言する者あり)

○委員長(片山さつき君) 静粛に。

○政府特別補佐人(横畠裕介君) 御指摘の部分に着目してお答え、御説明をしたことはないと思ひます。

○小西洋之君 では、続けてどんどん質問をさせていただきます。

じゃ、もう一つ聞きましよう。

この四十七年の政府見解ですね、これ三つの分野に分解されていますけれども、論理、論理、帰結と。昭和四十七年当時にこういう構造分割といふものを、構造的な整理といふものをしていたんでしょうか。

○政府特別補佐人(横畠裕介君) 四十七年の政府見解の論理そのものがそのような構造になつてゐるところでございまして、このような表が當時あつたわけでももちろんございません。

○小西洋之君 表の有無は、じゃ、表がないといふことは確認させていただきました。

考え方としてはどうですか。昭和四十七年見解をこのように論理、論理、帰結というふうに分けると、そういう考えはあつたんですね、昭和四十七年当時。

○政府特別補佐人(横畠裕介君) それは四十七年の政府見解を子細にお読みいただければお分かりいただけると思いますが、まさに論理の運びであります、「そだすれば」というところであの結論を述べているという、まさにそういう構造になつているということです。

○小西洋之君 委員の皆様に御説明させていただきますと、七月一日の解釈改憲の本質は何かといふと、昭和四十七年見解がたまたまそういう理屈をこねたといふて説明したということは、今私が伺っている我が国外の他国に対する外國の武力攻撃という概念を含むような答弁をした長官もいないし、そうした考え方を持つている長官もいなかつたということによろしいですか。はつきり答えなさい。

○政府特別補佐人(横畠裕介君) 基本論理のこの部分……(発言する者あり)

○委員長(片山さつき君) 静粛に。

○政府特別補佐人(横畠裕介君) 御指摘の部分に着目してお答え、御説明をしたことはないと思ひます。

○小西洋之君 では、続けてどんどん質問をさせていただきます。

じゃ、もう一つ聞きましよう。

この四十七年の政府見解ですね、これ三つの分野に分解されていますけれども、論理、論理、帰結と。昭和四十七年当時にこういう構造分割といふものを、構造的な整理といふものをしていたんでしょうか。

○政府特別補佐人(横畠裕介君) 四十七年の政府見解の論理そのものがそのような構造になつてゐるところでございまして、このような表が當時あつたわけでももちろんございません。

○小西洋之君 表の有無は、じゃ、表がないといふことは確認させていただきました。

考え方としてはどうですか。昭和四十七年見解をこのように論理、論理、帰結というふうに分けると、そういう考えはあつたんですね、昭和四十七年当時。

○政府特別補佐人(横畠裕介君) それは四十七年の政府見解を子細にお読みいただければお分かりいただけると思いますが、まさに論理の運びであります、「そだすれば」というところであの結論を述べているという、まさにそういう構造になつているということです。

○政府特別補佐人(横畠裕介君)  
います。  
誤りはないと思

○小西洋之君 だったら、もうジ・エンドですよ、ジ・エンド。あなたがつくり出した横畠解釈というのは崩壊したんですよ。

外国の武力攻撃は裸である。我が国に対する武力攻撃という言葉が、限定がないので、ここに

同盟国に対する武力攻撃等という言葉を入れて読む  
でもいいんだというふうに言つてゐるんですよ。  
しかし、こちらも裸ですよ。こちらも裸です、外  
国の武力攻撃ですから。我が国に対するという言  
葉はない。しかし、これは当然我が国に対する武  
力攻撃だというふうに解釈して、その論理の下に、  
その結論の部分ですね、集團的自衛権はできない  
と言つてゐるんですよ。

横畠長官は、今、この角田法制局長官の答弁は法理として過ちはないというふうに明言をされました。その瞬間、横畠さんが七月一日につくり出した新しい憲法九条解釈と歴代の政府の憲法九条解釈の基本的な論理はまるつきりずれているわけでござります。もうこの瞬間に解釈改憲は終わります。

答弁をされました。フルスケールの集團的自衛権は七月一日の解釈改憲は認めていないと、限定容認は認めているんだけども、そういうふうな訳の分からぬ言い逃れをしましたけれども、そこについてもたたきのめしをさせていただきたいと思います。

このカラーのこちらの方の資料をおめくりいただけますでしょうか。資料をですね済みません、ちょっとたくさん付けさせていただいて。めくつていてただくと④番というのが出てまいりますので、ちょっと御覧いただけますでしょうか。

横畠長官が、先ほどのこちらのカラーですね、昭和四十七年見解というのはその基本論理の部分においては実は集團的自衛権は排除されていないんだと、含まれているんだと、概念として、そういうことを横畠長官はおっしゃっているわけでござります。

ざいます。しかし、七月一日以前の確立した我が国憲法九条の解釈というのは、集団的自衛権の

ございます。

衛権の行使は、解釈変更の余地すらな

発生していない限り我ど  
いので、元々我が国に

が国は武力の行使はできな  
とする武力攻撃の発生とい

行使は解釈変更の余地すらない、条文を変えない限りできないというのが確立した七月一日以前の憲法九条解釈でございました。

長官、それについては間違ひはございませんか?

○政府特別補佐人(横畠裕介君) まさに、我が国が行方不明者についての「一時的措置法」を改め、

い、限定容認  
しゃつていそ  
の行使である  
りできない。  
その証拠が、

うが、あるいは横畠長官がおつるようなフルスケールの集団的自衛権認めだらうが、それはもう条文を変えない限りどうふうに考えられておりました。条文を変えない限りできないと言つた

う条件のない集団的自  
変更の余地もありませ  
わけでござります。

こうした法理でございまして、この辺はもう解釈の範囲ではないかと。」

るを防衛するためのやむを得ない自衛の措置を起用されるようないわゆる集団的自衛権の行使を認めるためには憲法改正が必要であるということをこれまで申し上げてきたところでございまして、その考え方は現在においても変わっておりません。

ているこの真ん中の答弁であります。  
もう一つの確定たる証拠がその下の答弁でござります。平成十六年の一月二十六日の当時の安倍総理大臣の質問でございます。安倍総理大臣の質問、これはどういう意味かと、これ私がちよつと御説明させていただきますと、数量的な概念を示していくと、先ほど横畠長官がまさに言つた言葉ですね、我が国を防衛するための必要最小限度の範囲

た、九条の解釈、憲法権の行使は解釈変更の変えるしかできないと、ぜ本文上を変えるしか基本的な論理を変えるからですよ。」この基本的な考え方、論理と本で変えない限り集団文

九条において、集団的自衛権の余地すらない、条文しか、いうことでござります。な手段がないかというと、この方法が条文改正しかない本的な論理、憲法九条の基、いうものは、もうそれを条文改正しかないと、自衛権は無理なんだとい

今長官がおっしゃった答弁というのは、平成十六年の当時に安倍総理が聞いた質問なんですね。それについて法制局長官はおつた切つてているんですけれども、この④の資料を御覧いただけますでしょうか、真ん中の箱を御覧いただけますでしょうか。集団的自衛権の行使は憲法の条文を変えない限りできないという法制局長官の答弁でございました。右の方の二点目でございます。

にとどまるべきといったような、我が國を守るために必要な最小限度の範囲を超えない、我が國を守るために必要な最小限度の範囲を超えないよいうな集団的自衛権というものは認められているんじゃないですかということを聞いたんですね。

これに対して、秋山法制局長官の答弁で、一枚おめくりいただきまして、下線を引かせていただ

うのが解釈だったんだで、  
なのに、なぜあなたた  
の前に同盟国に対するる  
んで、ここで集団的自衛  
いるんですか。どうぞ亞  
的なる論理、憲法九条解  
じゆうりんしているなん

すね。  
はここで、外国の武力攻撃を  
というような言葉を読み込ま  
衛権が認められると言つて  
明確に答弁ください。基本的  
机の従来の基本的な論理を  
しゃないですか。どうぞ。

ます。当時の安倍国務大臣 谷川国務大臣もその  
ような答弁をなさつております。  
ちなみに、先ほどお示しさせていただきました  
議事録がございましたけれども、この議事録で  
ページ目のやり取りの文末に鈴木善幸、当時の総理  
大臣の答弁が出てまいりますけれども、実は鈴  
木善幸総理大臣の答弁におきましても、括弧でく  
くっている部分ですけれども、一番終わの方で

置いておりませんけれども、下線を引いた部分ですね。  
そういう集団の自衛権について解釈の余地があり得るのではないか、我が國を守るために必要最小限  
度を超えないような、数量的な概念という言葉  
を安倍総理も使っていますけれども、小さな集団  
的自衛権というものが、解釈の余地があり得るので  
はないかというお尋ねでござりますけれども、次  
の下の下線ですね、集団的自衛権というのは、我

○政府特別補佐人（横畠）　いは内閣法制局長官なり。認めるためには憲法改正を述べております。

そこに述べておりますのは、我が国を対度というものを離れた度の集団的自衛権の行使

（裕介君） 従前 政府ある  
どが集団的自衛権の行使を  
止が必要であるということ

すね、したがって、集団的自衛権というようなことになりますためには、現行憲法の改正というのがなければ現在の憲法では集団的自衛権といふものは私としては認められない、このように理解しておりますというふうに言つております。これらも憲法の条文を変えない限りできないというわけでございます。

では皆さんも、ちょっともう一度確認なんですが、それとも、七月一日時点での憲法解釈の確認であります。

が国に対する武力攻撃が発生していない状況、つまり旧三要件の第一要件ですね、それに合致しない、だからもう集団的自衛権は駄目なんだ、ただそれだけのことです。

何かよく分かりませんけれども、数量的な概念的に大きな集団的自衛権、小さな限定された集団的自衛権だとか、もうそういう何か、ことをお考えになつても、そういう問題ではございませんと。我が國の憲法九条は、我が國に対する武力攻撃が

う、そういう趣旨でお答  
ます。

は、現在、この新三要件としても、現行の憲法九条の含みであります。でも、富長官がおっしゃった我が国は、最小限度のものというのを、的確な考え方ですね。ただ、輿論が発生していない状況で

は、それはもう概念的に入る余地がないというの  
が秋山法制局長官の答弁です。何を聞いても  
一生懸命ごまかしを……（発言する者あり）指名  
されますので。

ただ、皆さん、常識で考えてください。集団的  
自衛権の行使は、限定容認だらうがフルスケール  
だらうが、解釈変更の余地はない、条文を変えな  
い限りできないというふうに説明をされてきたわ  
けでございます。にもかかわらず、なぜ憲法九条  
解釈を構成する昭和四十七年のこの解釈見解の基  
本的な論理の中で集団的自衛権が読み得るんで  
しょうか。だったら条文を変えなくたつてできる  
じやないですか。小学生が考へても、誰が考へて  
もおかしいようなことを横畠長官は一生懸命、こ  
の言葉、たまたまそういうような言葉のうまい使  
い方ができるような気がしたので、論理を一生懸  
命ねじ曲げていらっしゃるわけでございます。

じゃ、もう少し追及をさせていただきます。昭  
和四十七年のこの政府見解の前の政府の見解、九  
条解釈等のその矛盾について一点指摘をさせてい  
ただきます。

このカラーの紙をおめくりいただけますでしょ  
うか。四枚目、おめくりいただけますでしようか。  
これは憲法答弁集という、上から四枚めくつてい  
ただきました……

○委員長（片山さつき君） 小西委員、ページは何  
ページでござりますか。

○小西洋之君 マジックで③のBと付させていた  
だいてる資料でございます。③のBですね。い  
ろいろ書いていますけど、右上の百十二番とい  
うところ御覧いただけますか。百十二番の自衛権と  
先制攻撃・自衛の関係。要旨として、先制攻撃と  
いうものは、武力攻撃が発生していない、当たり  
前です、日本に武力攻撃が発生していない段階で  
相手を攻撃するのが先制攻撃ですから、先制攻撃  
というのは我が国の憲法九条の下で認められる自  
衛権の要件を満たさないということが要旨で言わ  
れております。

そこから少し左に移動していただけて、答弁と  
いう括弧があつて、その二つ目の丸で、高辻内閣  
法制局長官の国会答弁が付されております。偉大  
な法制局長官でしたね、偉大な法制局長官。前回、  
横畠長官にも読み上げていただきましたけれど  
も、法律上の意見の開陳は、法律的良心により是  
なりと信ずるところに従つてすべきであつて、時  
の内閣の政策的意図に盲従し、何が政府にとって  
好都合であるかという利害の見地に立つてその場  
をしのぐといつような、無節操な態度で接すべ  
くではないといふふうなことを御著書の中で見解を  
明らかにされています。まさに法の番人のある  
べき姿、矜持だと思いますけれども、そうした本  
物の法制局長官が行つてはいる国会答弁でございます。

少し御説明させていただきますと、我が国に対  
する武力攻撃が発生するに先立つて、先制攻撃、  
こうしたものが認められますかということを聞い  
ているんですね、聞いているわけです。すると、  
その下線の方に移動していただいて、先制攻撃が  
認められるかどうかということですけれども、我  
が国の自衛権、憲法九条において認められる自衛  
権というものは、要するに、外国から急迫不正な  
侵害があつた場合に、我が国民の安全と生存を保  
持するというのが目的ですので、侵害がないのに  
こちらから手を出す、これはまさに集団的自衛権  
の局面です、我が国に対する武力攻撃が発生して  
おりませんから、侵害がないのにこちらから手を  
出す、そうしたことは憲法が許さないというふう  
に書いております。これは昭和四十七年以前の昭  
和四十三年の国会答弁であり、かつ、この高辻内  
閣法制局長官は、昭和四十七年当時において内閣  
法制局長官を務められていました方です。

法の番人中の番人である高辻法制局長官でござ  
いますけれども、横畠長官に伺います。我が国に  
武力攻撃が発生していない状態で他国に対する武  
力行使を行つていわゆる先制攻撃が集団的自衛権  
の行使でございますので、それができないと昭和四  
十一年に言つているのに、四十七年のことで、同  
じでございます。

○小西洋之君 マジックで③のBと付させていた  
だいてる資料でございます。③のBですね。い  
ろいろ書いていますけど、右上の百十二番とい  
うところ御覧いただけますか。百十二番の自衛権と  
先制攻撃・自衛の関係。要旨として、先制攻撃と  
いうものは、武力攻撃が発生していない、当たり  
前です、日本に武力攻撃が発生していない段階で  
相手を攻撃するのが先制攻撃ですから、先制攻撃  
というのは我が国の憲法九条の下で認められる自  
衛権の要件を満たさないということが要旨で言わ  
れております。

盟国に対する武力攻撃、つまり日本に対する武力  
攻撃がないのに、その同盟国について武力攻撃を  
行つてはいる国に我が国が武力行使を行う集団的自  
衛権の行使というのが認められるんですか。いわゆる  
先制攻撃が、昭和四十三年に、そんなもの憲法では絶対認められるわけがないというふうに思  
うに、じゅうぶんに答弁をされているのに、それから四年後の昭和四十七年の政府見解の中で、集団的自衛権、それがなぜ認められるんですか。

明確に答弁ください。

○政府特別補佐人（横畠裕介君） 御指摘の高辻内  
閣法制局長官の答弁は、當時もそうでございまし  
たけれども、憲法九条の解釈上、我が国が武力の  
行使ができるのは我が国に対する武力攻撃が発生  
した場合に限られる、すなわち個別の自衛権に限  
るという解釈を前提にしてこの答弁をしているも  
のと思われます。

なお、先制攻撃と集団的自衛権の行使は全く別  
のものでございまして、先制攻撃というのは、いづ  
れの国に対しても武力攻撃が発生していない場合  
に武力の行使ができるかという問題でございまし  
て、集団的自衛権の場合には他国に対する武力攻  
撃は既に発生しているということを前提にしてお  
ります。

○小西洋之君 言葉上、私はいわゆる先制攻撃と  
言いましたよね。この議事録は国民の皆さんにも  
インターネットでも御覧いただくので、分かりやす  
く説明をしておるわけですね。

我が国に対する武力攻撃は発生していない。ア  
メリカとイランが戦争をしている。イランはアメ  
リカに対して武力の行使、武力攻撃を行つてはいる。  
その武力攻撃を阻止するための、イランをたたく  
武力の行使が集団的自衛権ですから。しかし、イ  
ランは日本に攻めてきていないわけですから、そ  
れは日本語の意味として、いわゆる先制的な攻撃  
だというふうに言つておるわけでござります。

横畠長官、何を質問しても答えられないわけです  
けれども、皆さん、常識で考えてください、常識で。

昭和四十七年以前も、昭和四十七年以降も、一  
見すると、憲法九条においては全ての実力の行使  
は禁止されているように読めると。戦争の放棄を  
書き、戦力の不保持を書いて、交戦権の否認  
は禁止されているように読めます。戦争の放棄を  
書くときに、何の罪もない日本国民を守る、その必要  
最小限度の武力の行使だけはできるというふうに  
解釈で言つてたんですね。そうした解釈は、今  
は、先制攻撃、いわゆる先制的な攻撃も含めてそ  
れは許されないというような答弁、様々な答弁に  
表れてるわけでございます。

ところが、本邦初です。昨年の七月一日、横畠  
長官が初めて過去のこの集団的自衛権を否定す  
る、我が国には、憲法九条において我が国に武力  
攻撃が発生したとき以外日本は武力の行使ができ  
ないというその昭和四十七年見解、かつ、その結  
論として集団的自衛権は憲法違反であるというこ  
の見解を使って、その基本的な論理のところにた  
またま裸の言葉があつたので、自分が使いたいよ  
うにこの論理をじゅうぶんに説明したのが今回の七月  
一日の解釈改憲の実態でござります。

最後に、是非、同僚の委員の皆様、参議院議員、  
私も一年生議員でございますけれども、私ごとき  
が申し上げるのも非常に恐縮でござりますけれど  
も、国会議員の矜持に懸けて、唯一の国民代表機  
関である国会議員の矜持に懸けて、この解釈改憲  
の過ちというものを是非皆様と一緒に考えさせて  
いただきたいと思います。

このカラーのページの資料の五番を御覧いただ  
けますで、資料の五番でございます、資料の五番を  
料の五番を付けておるものを御覧いただけますで  
しょうか。

これは、昭和二十九年、自衛隊が創設をされた  
ときには我が参議院の本会議で全会一致で付された  
本会議の決議文でござります。私も、昨年の五月、  
六十年ぶりにこの決議文を読み上げて、この決議  
文を前に解釈改憲を強行するのかというふうに政  
府に追及をいたしましたけれども、この本会議決

議をじゅうりんして解釈改憲を强行しております。

この本会議決議、何を言つてゐるのでございましょうか。上から一つ目の段落を御覧いただけますでしようか。「自衛隊の海外出動を為さざることに關する決議」というタイトルでござります。自衛隊の海外出動を為さざることに關する決議」というタイトルでございます。読み上げさせさせていただきます。「本院は、自衛隊の創設に際し、現行憲法の条章と、わが国民の熾烈なる平和愛好精神に照し、海外出動はこれを行わない」とを、茲に更めて確認する。右決議する」というふうにあります。

下で許される武力行使はどう考えるかというふうに話を述べていらっしゃるわけでございます。

次でござります。「自衛」とは、我が国が不當に侵略された場合に行う正当防衛行為であつて、それは我が國土を守るという具体的な場合に限るべきものであります。」繰り返します。自衛とは、我が國が不當に侵略された場合に行う正当防衛行為であつて、それは我が國土を守るという具体的な場合に限るべきものであるというふうにおっしゃっております。

正当防衛、もう端的に申し上げると、憲法九条において自衛隊が戦うことが許されるのは正当防衛

のときだけであると、それ以外に憲法の明文が拡張解釈されることは許されないというふうに言つてゐるわけでござります。

○政府特別補佐人(横畠裕介君) 有名な国会決議でございますので、当然、以前から承知している

○小西洋之君　國權の最高機關の本會議決議に  
よつて、我が國においては、正当防衛の局面でし  
か自衛隊の武行使は許されないというふうに書  
いてあるのに、それを無視してあなたは解釈の変  
更を行つたと、そのように理解してよろしいです  
か。どうぞ。

○政府特別補佐人(横畠裕介君)　国会決議につい  
て解釈をする立場にはございません。

○小西洋之君　今、皆様御説明をさせていただきま  
したように、昭和四十七年以前も、はるか我々  
の先輩の本会主義夫義のときから、更こもつと言つ

で、私が数え上げた以上、三十回以上、我が参議院において自衛隊法を改正するときなどに必ずのように引き合いを出されている。例えばサマに自衛隊を派遣するときに、それが自衛隊の海外派兵ではないのか、ここにある自衛隊の海外出動、海外出動ですので文字どおり海外での武力行使を目的とした海外派兵という意味であると、そういうふうに政府も解釈しておりますとそのを、安倍晋三、当時の官房長官の答弁もござりますけれども、自衛隊の、分かりやすく申し上げますと海外派兵、更に分かりやすく申し上げますと海外での武力行使ですから、集団的自衛権の行使は当然排除されているわけございません。自衛隊を海外に派兵して集団的自衛権の行使をするということは絶対に許さないという国権の最高機関の本会議決議でございます。

そして、この下に我々の先輩の鶴見祐輔先生の趣旨説明が続いております。ここに趣旨説明の部分を読み上げさせていただきますけれども、初めから申し上げますと、「何ものが自衛戦争であり、何ものが侵略戦争であつたかということは、結局水掛論であつて、歴史上判明いたしません。故に我が国のごとき憲法を有する国におきましては、これを厳格に具体的に一定しておく必要が痛切であると思うのであります。」つまり、憲法九条の

ですから、それ以外の意味はありません。それで、さういふに明示されているところでござります。

うことを認めませんか。どうぞ。

○政府特別補佐人(横畠裕介君) 国会の決議についての理解、解釈については、政府の立場で申し上げることは困難でございます。

なお、従来から、政府といたしましても、武力の行使の目的を持つて武装した部隊を他国の領土、領海、領空に派遣するいわゆる海外派兵は、一般に自衛のための必要最小限度を超えるものであつて……。(発言する者あり)

○委員長(片山さつき君) 答弁中です。

○政府特別補佐人(横畠裕介君) 憲法上許されないと述べてきているところであり、その考え方は、新三要件の下で行われる自衛の措置としての武力の行使の場合についても同様でございます。

○小西洋之君 今、横畠長官は、限定的な海外派兵であれば許されるというふうにおっしゃったんですねけれども、横畠長官に伺います。

あなたは、七月一日のその解釈の変更に当たつて、六月三十日に国家安全保障局から内閣法制局設置法に基づく法令意見事務を求められ、それについて特に意見がないと七月一日に回答したと、口頭で。今日、質問主意書で私にそうした回答をいただきました。

長官に伺います。あなたは、解釈変更を許容する際に、この本会議決議を考慮しましたか。

と日本国憲法が成立したときから、そして昭和四十七年以降も、貫して、憲法九条の解釈は言わば正当防衛的な武力行使しかできないと、我が国に対する武力攻撃が発生したときしか我が国は武力行使ができないと考えていたわけでござります。

しかし、横畠長官は、いや、違つんだと、昭和四十七年のこの解釈、政府見解に限つてはそんなことは言つていないんだということを言い始めているわけでござります。もうまさに論理のねじ曲げ、ペテン、何で申し上げたらよろしいんでしょうか。もうまさに法令解釈の名に値しないクーデター行為だというふうに思いますが、けれども、横畠長官に伺わせていただきます。

あなたは、私、つらいお立場だと思います。つらいお立場だと思う。安倍総理という強大な権力者が現れて、また、あなたの前任の小松長官は異例の人事で法制局長官に着任された。そうした中で、あなたなりに何とか理屈が付くようなことを考え出さぬきやいけないということで、こうしたことを考へられたんだと思います。

じゃ、最後に質問を一つさせていただきます。この考え方ですね、今申し上げた、同盟国などに対する武力攻撃も概念として含まれると。この考え方を、高村先生、またあと北側先生に提案を

されたのはあなたですか。あるいは、高村先生や北側先生からそういうお考が出来ましたか。明確に答弁ください。

○政府特別補佐人(横畠裕介君) 昭和四十七年の政府見解につきましては、まさにその九条の下で我が国として武力の行使ができる場合のその理由付けについて詳細に論じたものでございまして、まさにその基礎となる資料でございます。その意味で、誰が提案するということなく、それぞれ与党各党におかれても、この政府見解については認識、着目されていたものと考えております。

○小西洋之君 法制局長官は、みんなで考えたかのようなことを言つていましたけれども、さつき答弁されていないし、歴代の長官は誰もそんなことを言つていなし、そんなことを書いた文書もないということですね。長官自身がおつくりになつたものでございます。

一言だけ。この平和主義の記述ですね、この基本的な論理の二番に書いてある。この平和主義の基本原則に服するということを、わざと七月一日の閣議決定についてはそれを切り捨てて強行している。それがやえに集団的自衛権が入つてきてしまつて、法令解釈の名に値しないといふものであるということも付言をさせていただきまして、皆さん、我々国会議員の手で、この法の支配をじゅうりんするクーデターを何とか食い止めるなどを申し上げて、自衛隊員や国民の命を守る、皆さんと、国会議員みんなで守ることをお訴えさせていただきまして、私の質疑とさせていただきました。ありがとうございました。